平成２９年（フ）第２５号
三重県四日市市新正４丁目16番12号、前住所三重県鈴鹿市高岡台５丁目13番１号
債務者　大久保和則
1　決定年月日時　平成29年６月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月22日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２９年（フ）第６１号
三重県四日市市大井手３丁目14番４号　サンハイツ田中201
債務者　森田　瑞季（旧姓水谷）
1　決定年月日時　平成29年６月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月22日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２９年（フ）第１０３号
三重県四日市市東富田町24番６号
債務者　島崎　利継
1　決定年月日時　平成29年６月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月22日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２９年（フ）第５２１号
京都府宇治市槇島町中川原146番地２　宇治おぐら住宅第２号棟２－503、住民票上の住所京都府宇治市宇治半白19番地の８
債務者　前田　育子
1　決定年月日時　平成29年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月22日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第５３７号
京都市東山区渋谷通東大路東入３丁目上馬町557番地　デトム・ワン東山レディース103、前住所京都市東山区塩小路通東大路西入本瓦町672番地　ヌウボー塩小路204号
債務者　木村美賀子
1　決定年月日時　平成29年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月22日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第５５８号
京都市東山区鞘町通七条下る西入日吉町231番地、前住所東京都三鷹市下連雀２丁目６番26号　清美荘101
債務者　岸　　将介
1　決定年月日時　平成29年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月22日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第５８４号
京都府久世郡久御山町佐山籾池１番地　３棟501号
債務者　長西　祐子
1　決定年月日時　平成29年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月22日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第３１６号
兵庫県尼崎市南武庫之荘３丁目30番18号ダイドーメゾン武庫之荘Ⅵ207号室、住民票上の住所兵庫県尼崎市築地４丁目３番３号
債務者　檜垣　照正
1　決定年月日時　平成29年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月22日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第３１９号
兵庫県尼崎市北竹谷町３丁目127番地　三番館205号、前住所兵庫県尼崎市開明町２丁目51番地の６
債務者　西岡由美子（旧姓上村・川井田）
1　決定年月日時　平成29年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月22日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第１１９号
奈良県大和郡山市北郡山町20番地19
債務者　大仲　　愛
1　決定年月日時　平成29年６月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月22日まで
奈良地方裁判所

平成２９年（フ）第１７１号
奈良市左京３丁目24番地の12
債務者　小林　美和
1　決定年月日時　平成29年６月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月22日まで
奈良地方裁判所

平成２９年（フ）第６３号
鳥取県鳥取市大覚寺150番地29　レピュートスズキ201号
債務者　村田　敏子
1　決定年月日時　平成29年６月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月22日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第５０号
広島県尾道市美ノ郷町三成2954番地　メゾンヒルズ三成ヶ丘201号
債務者　谷崎　浩司
1　決定年月日時　平成29年６月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月22日まで
広島地方裁判所尾道支部

平成２９年（フ）第８６号
愛媛県松山市畑寺４丁目16番24号　レオパレスドミール106号
債務者　青野　真也
1　決定年月日時　平成29年６月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月22日まで
松山地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１２３号
愛媛県松山市空港通６丁目４番23号　コンフォート桜５　302号
債務者　川口　一明
1　決定年月日時　平成29年６月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月22日まで
松山地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１２９号
愛媛県松山市石手白石24番地１
債務者　髙都　　学
1　決定年月日時　平成29年６月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月22日まで
松山地方裁判所民事部